

日本教育政策学会申し合わせ事項

I 日本教育政策学会の会費納入に関する申し合わせ

2008年6月21日 第16回理事会一部改正

- 1 会員は、当該年度の大会開催時まで当該年度の会費を納入するものとする。
- 2 大会における自由研究発表及び課題研究等の発表者は、発表申し込み時まで、当該年度までの会費を完納するものとする。
- 3 会長及び理事選挙における有権者または被選挙権者は、選挙前年度までの会費を前年度末までに完納している会員でなければならない。
- 4 会員が4月末日までに大会を届出た場合には、理事会の承認により、前年度末をもって大会を認めるものとする。

II 長期会費未納会員に関する申し合わせ

2000年7月1日 第8回理事会

- 1 会費未納者に対しては、その未納会費の年度に対応する年報が送られない。
- 2 会費が3年以上未納となっている会員は、次の手続により退会したものとみなす。
 - i) 未納3年目の会計年度終了に先立つ相当な時期と学会事務局が認める時期において、当該会費未納会員に対し、相当の期間を定めて、会費未納状況を解消することを催告し、かつ期限内に納入されない場合には退会したものとして取り扱う。
 - ii) 学会事務局は、前項督促期間内に会費を納入しなかった会員の名簿を調製し、理事会の議を経て退会を決定する。

III 常任理事の退任にともなう取り扱いに関する申し合わせ

2013年7月20日 第21回理事会削除決定

IV 会長及び理事選挙における被選挙権辞退に関する申し合わせ

2006年7月1日 第14回理事会

2019年7月7日第27回理事会一部改正

- 1 会長及び理事選挙の行われる年度内に、満70歳を迎える会員、または70歳以上の会員は、被選挙権を辞退することができる。

- 2 直近 2 期以上連続で理事をつとめた会員は、次の選挙で被選挙権を辞退することができる。

V 常任理事が任期を残して退任した場合の取り扱いに関する申し合わせ

2013 年 7 月 20 日 第 21 回理事会決定

常任理事会は、常任理事が任期を残して退任し、その補充が必要と認められる場合には、理事会にその旨を提案することができる。この申し合わせは第 8 期常任理事から適用する。

VI 常任理事等の旅費補助に関する申し合わせ

2017 年 7 月 1 日 第 25 回理事会決定

常任理事等の旅費補助に関しては、以下の 1 から 8 の要領で行う。

- 1 旅費補助は総会で議決された予算額の範囲内で支給する。
- 2 旅費補助の対象となるのは正規の会合に参加した遠隔地に所属する常任理事及び年報編集委員とする
- 3 「遠隔地」とは、役員選挙における地方区の所属において、会合の開催された地区以外の地区をさす。
- 4 「旅費」には交通費及び宿泊費を含み、日当は含まない。
- 5 遠隔地から正規の会合に参加した常任理事及び年報編集委員は、旅費実費を超えない金額を、会計年度末までに事務局長に請求することができる。
- 6 請求を受けた事務局長は、会合への出席状況と旅費実費を精査した上で補助金額を決定し、支給し、常任理事会に報告する。
- 7 複数人から請求された金額の合計が予算を上回る場合には、請求額に応じて按分して支給することを原則とする。
- 8 本学会大会開催時に行われる理事会及び編集委員会については旅費補助の対象としない。
- 9 常任理事会の合議により、臨時に上記と異なる措置をとることができる。